

# 鹿嶋市における電子申請届出 システムの活用状況

# 基本情報

- 1 人口・・・・・・・・・・64,957人(常住人口)
- 2 高齢化率・・・・・・・・32.3%(65歳以上人口21,061人)
- 3 要介護認定率・・・16.4%(3,456人)
- 4 事業所数(サービスごと)
  - 県指定サービス・・・38事業所
  - 居宅介護支援事業所・・・17事業所
  - 地域包括支援センター・・・4事業所
  - 地域密着型サービス・・・17事業所
  - 総合事業・・・22事業所
- 5 年間の届出受理件数・・・約150件

※1～4は全て令和6年4月1日時点



# 届出件数

## 1 鹿嶋市の電子申請の取扱い

令和5年10月～12月

システムへの移行期間(紙申請OK)

令和6年1月～

原則システムによる届出受付

## 2 届出件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
システム	0	1	1	5	20	36	71	21	11
メール	0	0	0	0	1	0	1	0	1

※システムにより、1月～6月で164件の届出を受理

※1月以降紙による申請は0件



# システム利用準備の進め方

令和5年7月～9月

- ・システム利用にあたっての規則等の確認・改正
- ・指定申請届出書類の見直し(厚労省標準例+ $\alpha$ へ)

令和5年8月

- ・市内事業所に対し、システム利用開始予定の旨を通知,  
GbizIDの取得について案内
- ・課でGbizIDを取得

令和5年9月

- ・システムマスターデータの提出



# システム利用準備の進め方

令和5年9月～10月

- ・Youtubeの動画により集団指導を行い、システムの利用、届出書類の変更(厚労省標準例)について案内
- ・鹿嶋市外の事業所は、説明会として任意で動画を視聴するよう案内

令和5年10月～12月

- ・システム利用の移行期間とする(紙申請もOK)

令和6年1月～

- ・原則システムでの申請受付を開始



# システム利用の課題と解決

○事業所でのシステムによる申請のやり方が分からない

→課でGbizIDを取得，事業所側としてシステム入力をやってみて，システムの構成や感覚を理解。マスターデータ作成時の要点もつかめる。事業所への説明もしやすい。

○事業所が電子申請以外の方法で申請しようとする

→期限厳守が求められる届出以外は，電子申請で行うよう指導。期限を猶予する代わりに，早急にGbizIDの取得を要請。

市外の事業所については，取り急ぎメールで申請を受付し，GbizIDの取得を要請したケースもあり。

○マスターデータの作り方がよく分からない

→自市町村の届出時必要書類とその「必須」・「必須でない」を確認，他市町村のマスターデータを頂戴して参考に。



# システム利用の課題と解決

## ○事業所からの問い合わせ対応

事業所からの問い合わせは主に以下の3つ

①GbizID取得の方法が分からない

→デジタル庁の簡易マニュアルを提示・説明する

→一緒にオンラインで申込操作(窓口で対応)

②システムの入り方が分からない

→システム操作マニュアルの冒頭にURLあり

→「電子申請届出システム ログイン」とネット検索で出てくる

③システムで申請しようとしても「鹿嶋市」が選択できない

→届出先選択で「サービス分類選択」を誤っている



居宅施設 地域密着型 基準該当 総合事業



# システム利用の課題と解決

[メニュー](#) > 介護保険事業の変更届出

届出先選択

様式入力

法人情報の変更

付表入力

添付書類アップロード

確認

## 介護保険事業の変更届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

### 1. サービス分類選択

居宅施設  地域密着型  基準該当  総合事業

### 2. 都道府県選択

都道府県

### 3. 届出先選択

届出先

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存

次へ

メニューへ



# 業務フローと変更箇所



- ・業務フロー自体は、システム導入前後で大きな変化はない。
- ・修正依頼は、従来は電話やメールを用いていたが、システム上で連絡が可能(差戻し処理)なため、基本的にシステムで実施。
- ・処理完了後の届出書類について、紙保管からデータ保管へ変更  
(登記事項証明等一部書類のみ紙保管)



# 業務フローの課題と解決策



・7月より、電子申請届出システムと台帳システムのデータ連携が可能となる。

→手順や機能を確認し、業務フローにどのように取り込むか検討中。



# システム活用の効果（市側）

- 届け出内容の修正や不足書類等のやり取りが簡易・迅速化
  - ・差戻し処理により，内容不備や不足書類等の連絡が可能
  - ・ファイル添付も可能なので，足りない様式のひな型を送ることも
  - ・届出の軽微な修正は市で行い，システムでの受付済設定時に，その旨の連絡・ファイル添付も可能
- 手続きの進捗（受理・完了・差戻し等）が明確になった
  - ・システム上で個々の届出の状況管理が可能
  - ・届出状況を失念することが無くなった
- 書類の整理や保管の手間が減った
  - ・担当者の机が届出書であふれることが無くなった
  - ・書庫スペースが空いた



# システム活用の効果（事業所側）

- 郵送や書類持参の費用や手間が減る
- 届出の提出や修正に要する時間が減る
- 届出履歴等の確認が容易になる



○基本的に画面上で届出書類を確認するため、慣れを要する

→担当はモニターを用いて2画面で作業している

→勤務体制一覧(Excel)等は、紙より確認が容易

○システムでは、入力省力化や審査の機能面が弱い

・付表等は入力しなくても提出できる項目が多く、未入力で提出され、事業所に修正を求める場合がある。

→担当者の目による確認は今後も重要



# システム課題と解決策(事業所側)

- メールやシステムを用いた作業や連絡に不慣れな事業所もあり  
→市においては、システムの仕組みの周知や、個別に電話連絡する等対応
- 加算の届出は、指定申請や変更届のように、システム入力しても届出書等が自動作成されない  
→今後のシステムアップデートで改善される？
- GbizIDプライムを複数担当で使いまわしている？  
→GbizIDプライムは本システム以外にも、補助金や社保届出等様々な届出が可能。使いまわしはセキュリティ上止めるように(メンバーID作成を)事業所への注意喚起が必要。

